

表彰規定

日本在宅医療連合学会は、日本在宅医療学会及び日本在宅医学会から発展してきた本学会の活動に寄与した役員・会員に対し、名誉会員および功労会員の称号を授与し、その功績を称える。以下に、認定基準等を定める。

第 1 条（目的）

本規定は、長年にわたり本学会（日本在宅医療連合学会、日本在宅医療学会、日本在宅医学会）の発展に寄与した者に対し、名誉会員または功労会員の称号を授与することにより、その功績を称えるとともに、学会の理念を継承・発信することを目的とする。

第 2 条（資格）

名誉会員・功労会員の資格は以下のとおりとする。

共通要件

1. 本学会の会員歴が通算 10 年以上であること（注 1）
2. 推薦時点で満 75 歳以上であること

名誉会員

以下のいずれかに該当する者。

1. 本学会の代表理事、副代表理事、監事を 2 期以上務めた者
2. 在宅医療に関連する他組織において代表職を歴任し、本学会の発展に特段の寄与があったと理事会が認める者
3. 学術的・社会的に顕著な功績を有し、理事会が推薦する者

功労会員

以下のいずれかに該当する者。

1. 理事、特任理事を 2 期以上務めた者、大会長、委員会・ワーキンググループの長を務めて学会活動に貢献した者
2. 名誉会員の要件には満たないものの、本学会の発展に顕著な寄与があったと理事会が認める者

第 3 条（推薦および承認）

1. 推薦は理事会が行う。
2. 推薦には略歴、功績概要、推薦理由を添付する。
3. 理事会の議を経て、社員総会にて承認する。

第 4 条（表彰）

表彰は翌年度の学術大会における社員総会にて行い、表彰状および記念品を贈呈する。

第 5 条（特典）

1. 名誉会員
 - 年会費の低減（注 2）
 - 学会情報の閲覧
 - 総会における意見表明権（議決権は持たない）
 - 学会記録への永続的掲載
2. 功労会員
 - 年会費の低減（注 2）
 - 学会情報の閲覧
 - 総会における意見表明権（議決権は持たない）

第 6 条（資格の喪失）

名誉会員・功労会員は、以下の場合に資格を失う。

1. 本学会の会員資格を喪失した場合
2. 理事会が除名を決議した場合（重大な規約違反等）

第 7 条（改定）

本規定の改定は、理事会の議を経て、社員総会（功労会員に関する事項は評議員会も含む）の承認を得て行う。

注 1：会員歴は日本在宅医療学会および日本在宅医学会を通じて換算する。

注 2：翌年の会費から低減とする。

医師・歯科医師は 6000 円、医師・歯科医師以外は 3000 円